

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成29年6月29日

枚方市長 殿



提出者
住 所 大阪府枚方市上野3丁目1番1号
氏 名 株式会社 小松製作所大阪工場
工場長 岡本 望
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 072-840-4162

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 小松製作所 大阪工場
事業場の所在地	大阪府枚方市上野3丁目1番1号
計画期間	平成29年4月～平成30年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	24. 金属製品製造業
②事業の規模	162,643百万円 (H28年度実績)
③従業員数	2,146人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図-1 産業廃棄物発生工程フロー

特別管理産業廃棄物の処理に関する事項						
(管理体制図)						
・工場規則で原材料の新規購入について事前評価制度をもっている。 また、燃費管理に関する規則類の周知徹底を図るため、社内教育の充実も図っている。 詳細は別紙。						
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（2016年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類		①引火性廃油 (A6工程)		②腐食性廃油 (A19工程)	
	排出量	32.68 t	104.10 t			
・これまで以上に実施した取組 ・塗装工程の統合により、社内での塗装工程を廃止						
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類		①引火性廃油 (A6工程)		②腐食性廃油 (A19工程)	
	排出量	40.00 t	0.00 t			
（今後実施する予定の取組） ・廃油（有害）は切削液、切削洗液液などの廃油処理は新設備出されなくなり産業廃棄物として処理するため排出量はなくなる計画。						
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）					
	・有害廃棄物の取扱いは各管理部門の重点事項として取組んでいる。					
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）					
	・現行管理体制を継続する。					

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
自ら特別管理廃棄物を再利用したものではありません			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
自ら特別管理廃棄物を中間処理したものではありません			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の理立処分に關する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の理立処分に關する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の理立処分に關する事項			
【前年度（ 年度）実績】				【前年度（ 年度）実績】				【前年度（ 年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類			特別管理産業廃棄物の種類				特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら理立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t		自ら理立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t			自ら理立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t		
	(これまでに実施した取組)			(これまでに実施した取組)			(これまでに実施した取組)			①現状	
②計画	【目標】			【目標】				【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			特別管理産業廃棄物の種類				特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら理立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t		自ら理立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t			自ら理立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t		
(今後実施する予定の取組)				(今後実施する予定の取組)				(今後実施する予定の取組)			
自ら行う特別管理産業廃棄物の理立処分に關する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の理立処分に關する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の理立処分に關する事項			
①現状				①現状				①現状			
特別管理産業廃棄物の理立処分に關する事項				特別管理産業廃棄物の理立処分に關する事項				特別管理産業廃棄物の理立処分に關する事項			
①現状	【前年度（2016年度）実績】	①引火性廃油 (A6工種)	②廃アルカリ(有害) (A19工種)	③燃毒性廃棄物 (C1工種)	④廃油(有害) (C4工種)	⑤強酸 (C5工種)	⑥強アルカリ (C6工種)	⑦汚泥(有害) (C7工種)	⑧廃石綿等 (C15工種)	⑨引火性廃油 (C18工種)	
	全処理委託量	32.68 t	104.10 t	0.003 t	0.00 t	0.295 t	0.27 t	0.00 t	0.00 t	0.01 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	104.10 t	0.003 t	0.00 t	0.295 t	0.27 t	t	t	0.01 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	32.68 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業	t	t	t	0.00 t	t	t	t	t	0.00 t	t
(これまでに実施した取組)				(これまでに実施した取組)				(これまでに実施した取組)			
・マテリアルリサイクル・サーマールリサイクルによる再資源化の推進 ・優良認定処理業者への委託推進				・マテリアルリサイクル・サーマールリサイクルによる再資源化の推進 ・優良認定処理業者への委託推進				・マテリアルリサイクル・サーマールリサイクルによる再資源化の推進 ・優良認定処理業者への委託推進			

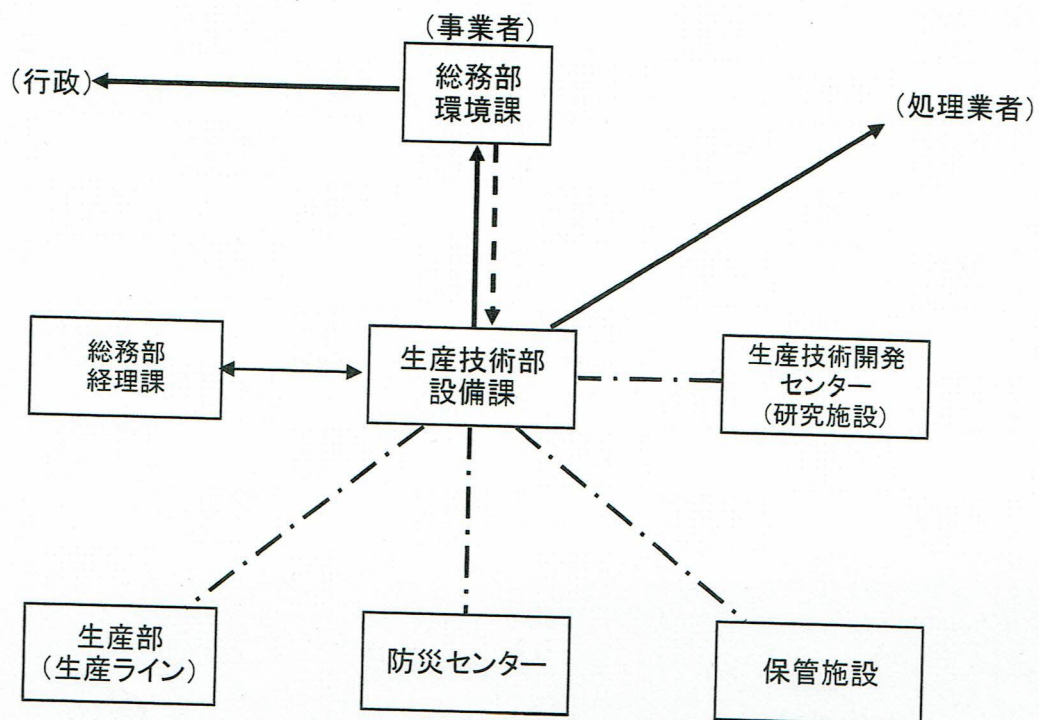
【目標】		②計画		②計画		②計画		②計画		②計画	
特別管理産業廃棄物の種類	①廃油(有害)(A3工程)	②廃アルカリ(有害)(A19工程)	③感染性廃棄物(G1工程)	④廃油(有害)(C4工程)	⑤硫酸(C5工程)	⑥強アルカリ(C6工程)	⑦汚泥(有害)(C7工程)	⑧廃石綿等(C15工程)	⑨引火性廃油(C18工程)		
全処理委託量	40.00 t	0.00 t	0.10 t	3.00 t	0.35 t	0.20 t	0.10 t	0.00 t	0.01 t		
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	0.10 t	3.00 t	0.35 t	0.20 t	0.10 t	0.00 t	0.01 t		
再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t		
認定熱回収業者への処理委託量	40.00 t	t	t	t	t	t	t	t	t		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t	t	3.00 t	t	t	t	t	0.01 t		
(今後実施する予定の取組) ・マテリアルリサイクル・サーマルリサイクルによる再資源化の推進 ・優良認定処理業者への委託推進			(今後実施する予定の取組) ・マテリアルリサイクル・サーマルリサイクルによる再資源化の推進 ・優良認定処理業者への委託推進				(今後実施する予定の取組) ・マテリアルリサイクル・サーマルリサイクルによる再資源化の推進 ・優良認定処理業者への委託推進				
現在の委託先変更計画はありません。											
※事務処理欄											

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(株)小松製作所 大阪工場
〔管理体制図〕

管理体制図及び各部署の役割



—————→ 報 告

- - - - -→ 指 示

←———— 相互連絡

- . - . - . - 指 示

図-1 産業廃棄物発生工程口一

